

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

ネクストウェアグループは、お客様との高い信頼と数々の実績に裏付けられたノウハウを、社会に還元していこうとしています。そこで得た情報やノウハウをお客様やパートナー企業と共有し、新しい価値を備えた「マインドウェア社会」を創出したい。それが、私たちのミッションであり、ひいては21世紀に情報システム産業が社会で果たすべき真の役割であると考えます。

そのため、当社グループは、経営判断の迅速化を図るとともに、経営の透明性向上・経営チェック機能の充実・コンプライアンス遵守の経営を徹底させております。

#### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則をすべて実施しております。

### 2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

#### 【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
豊田 崇克	1,023,200	8.05
有限会社ティ・エヌ・ヴィ	960,000	7.56
ネクストウェア従業員持株会	374,900	2.95
ネクストウェア取引先持株会	284,800	2.24
一般社団法人大阪歌劇振興協会	255,681	2.01
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505086	251,400	1.98
アセットシステム株式会社	222,400	1.75
株式会社SBI証券	222,175	1.75
東京海上日動火災保険株式会社	192,000	1.51
田 英 樹	181,500	1.43

支配株主(親会社を除く)の有無	
-----------------	--

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明 更新

上記大株主の状況は、平成31年3月31日現在の株主名簿に基づいて記載しております。

### 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
-------------	-----------

決算期	3月
-----	----

業種	情報・通信業
----	--------

直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
---------------------	--------------

直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	9名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係( )												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
泉 秀昭	弁護士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、「過去」に該当している場合は「 」、

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、「過去」に該当している場合は「 」、

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
泉 秀昭			弁護士としての専門的な知識・経験などを当社の経営に活かしていただきたい為であります。また、証券取引所が定める独立性基準及び開示加重要件に該当しておらず、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断したため、独立役員として選任しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
------------	--------

定款上の監査役の員数	3名
監査役の人数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

各監査の監査上の限界を相互に補完するために、監査役、内部監査担当者及び会計監査人は情報交換など密接な相互連携を行い、監査効率と監査効果を高めております。

監査役と会計監査人は監査報告会に同席し、会計監査上の会社の課題・問題点を相互確認するほか、随時、意見交換を行っております。

取締役会にて承認され、会社法第362条第4項第6号に基づき構築された当社の内部統制システムに則り、内部監査担当者は監査役会の要請に応じて必要な報告および情報提供を行っております。

これらの監査と内部統制担当者との関係については、内部統制担当者によって実施された内部統制評価の結果は、会計監査人が適宜確認しており、また、監査役会の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	0名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係( )												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
松井 隆佳	他の会社の出身者													
細川 雄介	税理士													
岡 庄吾	公認会計士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
松井 隆佳			企業経営者としての豊富な経験、幅広い知見を有しており、経営全般の監視と有効な助言をいただきたい為であります。
細川 雄介			税理士としての専門的な知識・経験などを当社の経営に活かしていただきたい為であります。
岡 庄吾		2017年6月まで当社の会計監査人を務めておりました。	公認会計士としての専門的な知識・経験などを当社の経営に活かしていただきたい為であります。

【独立役員関係】

独立役員の人数

1名

その他独立役員に関する事項

## 【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する  
施策の実施状況

実施していない

該当項目に関する補足説明

現時点では、インセンティブについては特段の必要性は無いものと考えております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

## 【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 **更新**

事業報告書に全取締役及び監査役の総額を開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針  
の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬は、株主総会にて承認いただいた範囲内で、職務執行の状況、経営成績、社員の給与水準等を総合的に勘案して取締役会において決定しております。また、監査役の報酬は、株主総会で承認いただいた範囲内で監査役の協議により決定しております。

当社の役員報酬等に関する株主総会の決議年月日は平成17年6月29日であり、決議内容は取締役の報酬額を年額1億3,000万円以内(ただし、使用人兼務取締役の使用人給与とは含まない。)、監査役の報酬額を年額3,500万円以内とするものです。

当事業年度の提出会社の取締役の報酬等の額は、取締役会で基本方針を決定し、取締役会より一任された代表取締役社長が個別の報酬額を決定しております。

なお、提出会社の役員が当事業年度に受けている報酬は、固定報酬のみであります。

## 【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

取締役会の議案内容を、社外取締役・社外監査役に事前配布し、必要に応じて事前の説明を行っています。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) **更新**

取締役会は、代表取締役1名、取締役8名及び監査役3名の計12名で構成されており、定期的開催しているほか、必要に応じて臨時取締役会を適宜開催し、意思決定の迅速化を図っております。取締役会では、経営の基本方針と法令を遵守のうえ、重要事項を決定しております。

監査役会は、社外監査役3名(常勤1名)で構成されており、定期的開催しているほか、必要に応じて監査役会を適宜開催し、監査体制の充実を図っております。監査役は、取締役会などの重要な会議に出席して意見を述べるほか、必要に応じて経営幹部に対し経営に関する報告を求め、監査機能の強化・充実を図っております。

このほかに、法令遵守をはじめとするコンプライアンスの強化を図るため、コンプライアンス委員会を設置し、本委員会のもと、企業活動全般にわたって、定期的に法令・企業倫理面からのチェックを行っています。

また、内部監査担当者を任命し、業務活動全般に関し、その妥当性や有効性および法規制・社内ルールの遵守状況等について定期的に監査を実施し、各部署に助言、勧告を行い、監査役会及び取締役会に報告しております。

監査役監査につきましては、監査役が、監査方針及び監査計画に基づき、取締役会に常時出席しているほか、重要会議にも出席するなどして取締役の業務執行を監査しております。

会計監査につきましては、監査法人グラヴィタスの木田稔氏(指定社員、業務執行社員、監査継続年数2年)、藤本良治氏(指定社員、業務執行社員、監査継続年数2年)とその補助者として公認会計士6名、会計士試験合格者3名、その他2名が監査しております。

### 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

上記のような体制は、当社の業態や規模等を鑑み、意思決定の適正性、迅速性を確保し、また適切な監査・監督機能を果たしうるものと考えております。

## 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
その他	招集通知を送付の前日に当社ウェブページに掲載しております。 URLは <a href="https://www.nextware.co.jp/ir/stock_connection/">https://www.nextware.co.jp/ir/stock_connection/</a> となります。

### 2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	IR資料を当社ウェブページに掲載しております。URLは <a href="https://www.nextware.co.jp/ir/">https://www.nextware.co.jp/ir/</a> となります。主な内容として、適時開示情報を「IRニュース」として、決算短信・事業報告・有価証券報告書等を「IRライブラリ」として掲載しております。また、代表者自身のメッセージを <a href="https://www.nextware.co.jp/corporate/c_top_message/">https://www.nextware.co.jp/corporate/c_top_message/</a> において掲載しております。	

### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	ステークホルダーの立場尊重を目的とし、取引先持株制度・社内持株制度に関する規程を制定しております。

## 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、内部管理統制の強化を会社運営の最重要事項の一つとして位置付け、業務の有効性と効率性の向上、財務報告の信頼性確保、関連法規や社内規程の遵守、資産の保全を目的とした内部統制システムの高度化を進めております。当社の業務の適正を確保するための体制構築の基本方針を以下のとおり定めております。

1. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
  - a) 当社のコンプライアンス体制に係る規定を、役職員が法令・定款および会社規範を遵守した行動をとるための行動規範とする。
  - b) 上記に挙げる行動規範の徹底を図るため、管理担当部門においてコンプライアンスの取組みを横断的に統括することとし、同部門を中心に役職員への教育等を行う。
  - c) 内部監査部門は、管理担当部門と連携の上、コンプライアンスの状況を監査し、定期的に取り締り会および監査役会に報告する。
  - d) 法令上疑義のある行為などについて、従業員が直接情報提供を行う手段として内部通報制度を制定・運営する。
  - e) 反社会的勢力による経営活動への関与の防止や当該勢力による被害を防止する観点から、反社会的勢力に対して毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断する。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
  - a) 文書管理規程を制定し、取締役の職務の執行に係る文書その他の情報の保存方法、保存期間を定める。
  - b) 文書その他の情報は、規程に従って適切に保存、管理および破棄を実施するとともに、当該文書等の存否および保存状況を検索可能とする体制を構築する。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - a) リスク管理を担当する取締役を定め、リスク情報の集約、組織横断的な対応力の向上、リスクマネジメント強化を推進する。
  - b) リスク管理についての規程を制定し、リスク管理方針、リスク管理責任の明確化を図る。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - a) 職務権限規程および取締役の業務分掌において、適正かつ効率的な業務分掌および権限委譲の運用内規を定め、業務執行の適正化・効率化を図る。
  - b) 取締役等によって構成される経営会議等を設置し、業務の有効性と効率性を図る。
5. 当社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
  - a) 関係会社管理方針を策定し、関係会社運営の適正化、効率化を図る。
  - b) 関係会社管理方針に基づいて、関係会社管理に関する規程を制定し、関係会社管理の運用を明確にする。
  - c) 関係会社全体に共通のものとして定めた行動指針により、当社グループにおける法令遵守および企業倫理の遵守の浸透を図る。
6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項  
監査役会がその職務を補助する従業員を置くことを求めた場合には、当該従業員を配置するものとし、配置にあたっての具体的な内容については、監査役会と相談し、その意見を十分考慮して検討する。
7. 監査役がその職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項  
監査役より監査業務に必要な命令を受けた従業員はその命令に関して、取締役等の指揮命令を受けないものとする。
8. 取締役および従業員が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制  
取締役および従業員は、監査役会の定めるところに従い、各監査役の要請に応じて必要な情報提供を行うこととする。
9. その他監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを確保するための体制  
監査役と内部監査部門との協力体制を確立するとともに、取締役は、監査役が必要とする情報収集等に関し支援するものとする。

### 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、反社会的勢力との関係を一切遮断し、反社会的勢力による経営活動への関与や被害を防止するために、以下の対応をしております。

反社会的勢力排除に向けた整備状況

- (1) 対応統括部署の設置  
管理担当部門を対応統括部署とし、不当な要求などの事実ごとに関係部門と協議のうえ対応しております。
- (2) 外部の専門機関との連携  
所轄警察署や顧問弁護士等の外部専門機関と連携し情報収集を行うとともに、反社会的勢力の不当要求に対しては、外部専門機関と連携し、適切に対応できる体制を構築しております。
- (3) 反社会的勢力排除に向けた取り組み  
管理担当部門において、反社会的勢力に関する情報を収集・管理しており、取引先が反社会的勢力に該当するかどうか等の確認を行っております。

## その他

### 1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

### 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

#### 1. 内部通報制度の制定

内部通報制度規程を制定し、当社グループ内における法令違反その他のコンプライアンス上の問題について当社の内部監査部門に情報が集約されるよう整備しております。

#### 2. 適時開示に関する社内手続き

当社及び子会社における重要な情報の開示は、取締役執行役員が情報取扱責任者となり、管理担当部門の担当者が実務を遂行しております。管理担当部門は、当社及び子会社に係る各種情報入手後、情報取扱責任者に報告を行い、開示事項であると判断された場合は取締役会あるいは代表取締役社長の承認を得た上で速やかに開示手続きを行うこととしております。



